

第634回:裸足で逃げ出すシャイロック

ほぼ半世紀前の1972年9月25日、田中角栄首相率いる代表団が北京を訪問し、約1週間に及ぶ日中国交正常化交渉が始まった。日本代表は田中角栄首相、大平正芳外相、二階堂進官房長官、これに随員として外務省アジア局長、条約局長、関係課長(4名)、3大臣秘書官など50名近い随員が加わった。

日本共産党の不破哲三さんによると、中国での意見交換には3つの型があると云う。両者が机の両側に座り、対面する形で行うのが「会談」方式、大きな部屋で代表者同士がイスを並べて座り、双方の同席者が扇状に広がるのが「会見」方式、テーブルを囲んで食事をしながら話し合うのが「宴会」方式。

この型は今も昔も変わらないようで、北京では周恩来首相、姬鵬飛外相、廖承志中日友好協会会長などが交渉相手となり、様々な形式で、様々なレベルの要人や担当者が加わり、交渉が進められた。

しかし、会談は最初から荒れ模様で、周首相主催の歓迎宴で田中首相が答礼スピーチに立ち、「過去の戦争では貴国に大変ご迷惑をかけた」のくだりで、周首相が「迷惑(中文訳:添麻煩)とは何事か!」と激怒する一幕があった。また交渉の場でも、条約論を盾に中国側に厳しく反論する高島条約局長に対し、周首相が「高島局長は“法匪”だ。日中正常化を壊すために中国へ来たのか」と詰る一幕もあった。(もともと最後の晩餐会で、周首相は「会談ではこちらの立場もあるから高島局長を強く非難したが、中国にもあんな有能な外交官が欲しいものだ」と述懐したらしい。

そんなわけで、交渉は何度もデッドロックに乗り上げ、遂にある問題につき、周恩来首相が「秘密条約で処理しましょうか?」と持ち掛けてきたと云う。おそらく台湾問題だったと想像するが、これに対し田中首相と大平外相は「密約はやめよう。自民党の中には口の軽い手合いが一杯いるから、すぐ漏れてしまう」と即座に断ったという。会談に参加した方から筆者が直接聞いた話である。

権謀術数が得意な中国人にとって、密約なんて日常茶飯事の交渉術なのかもしれない。一方日本人は根が真面目と云うか、気が小さい所為か、密談はやっても国民に内緒の大掛かりな密約は好まない。

中国人にとって田中角栄は恩人だが、同じ田中でも第26代首相の田中義一は飛んでもない奸物とされている。彼が1927年、「日本が世界征服するためには中国、満州、蒙古を征服する必要がある」と極秘裏に上奏した、いわゆる「田中上奏文」を、中国は今でも本物だと信じているのだから始末に負えない。

荒唐無稽ここに極まれりの田中メモランダム。偽書故に中国語版、英語版はあるが、原文は残されていないし、そもそも「田中首相が宮内大臣経由で天皇に奉呈」なんて上奏手続きはあり得ない。中国が日本の過去を非難するのは一向に構わないが、きっちり原書や現地調査の上で分析して欲しいものだ。

ずいぶんマクラが長くなってしまったが、今朝の日経新聞の一面左のサマリーには笑ってしまった。

中国、融資に秘密条項

中国が発展途上国向けに融資する際、中国にとって有利な返済条件となる「秘密条項」を多用していることが明らかになった。中国経済の成長が鈍るなか、債権回収を重視するようになったためだ。「債務のわな」に陥った途上国は債務返済が難しくなっている。

詳細は第9版で詳しく報道されているが、ニュースソースは米ウィリアムアンド・メアリー大学(バージニア州)に拠点を置く「エイドデータ研究所」が公開した報告書。既にロイター、共同通信なども報じている。

実はこれ、国際金融の世界では、かなり有名な噂となっていた。発展途上国が中国から開発資金を借り

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

るとき、当然融資契約書を締結する必要がある。貸出人の中国がアジア・アフリカ諸国に、いきなり中国語の契約書を求めるわけにもいかず、英文で契約結ばれるようだが、ポイントは Covenants 条項にある。

コベナンツとは契約当事者(主として借入人)が一定の行為を行う、若しくは行わない約束のこと。これには「やります」と約束する“affirmative covenants”と、「やりません」と約束する“negative covenants”の2種類があり、例で示すと、前者は「決算報告書は完成次第貴行に提出します」、後者の例は「貴行の承諾なしに第三者への譲渡もしくは担保提供を行いません」といったところ。

報道によると、エイドデータ研究所が中国による途上国24カ国への融資契約書(100件)を分析したところ、対中債務に広範な秘密保持条項が含まれていることが判明し、他国よりも優先的に返済する特約や、中国側の判断により、早期弁済や融資取消を発動できる条件が問題視されている。

習近平政権が発足して以降の中国の大型プロジェクトとしては、中国が13年秋に主導する形で発足したアジアインフラ投資銀行(AIIB)、中国が「千年の大計・国家の大事」と位置付ける、北京副都心&ハイテク都市「雄安新区」、そして投融资とセットで開発が進められている広域経済圏構想の「一帯一路」などが挙げられ、これらはスタートに当たっては連日世界のマスコミを賑わせたものだった。

それから数年、これらPJがマスコミに登場する機会が随分減ったと思いませんか? 当時中国に乗せられ、提灯記事を連発した証券会社や研究所も、最近は何故かダンマリを決め込んでいるような。

まあ、雄安新区は中国国内の問題であり、国内でそれなりの事情があるのだろうが、AIIB や一帯一路に関していえば、中国から破格の条件で港湾建設や鉄道敷設をオファーされ、ローンもgrant並みの好条件であったため、小野道風ではないが柳に飛びつく雨蛙のような途上国も当初は多かったようだ。

しかし、一旦債務の弁済が滞ると、中国はまるで“借金のカタ”のようにスリランカの港を租借してしまい、この衝撃的事例をきっかけに警戒する国が増えてきたようだ。

報道によると中国の銀行がエクアドルに供与した融資契約書には「エクアドル政府機関が中国の不利益になる行為」をした場合、債務不履行と見做し、全額返済の義務が明記されている由。

南シナ海の領有問題や香港の選挙制度、ウイグルの宗教弾圧などで、発展途上国が中国を批判するに当たっては中国からの借入債務の有無と、借入契約書のチェックを行う必要があるのか? 借金をカタにして自由も言論も抑え込む、何とかの極みの商売を、わが故郷の安芸国では「阿漕」と形容する。

中国自身も昨今の成長鈍化や、米中対立、コロナショックなどで懐具合が寂しくなりつつあり、中国当局から国有銀行などに対し、「これまでのような椀飯振舞は不可、収益性・採算性も追求せよ」と、手のひらを反すような指示が下りるようになり、右往左往の連続だと、中国金融界の大物がこぼしていた。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2021年(令和3年)4月2日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。